

○自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）抄

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

２ 隊員の執務については、防衛大臣若しくは防衛装備庁長官又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

３ 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○人事評価に関する訓令（平成２８年防衛省訓令第５６号）抄

（人事評価の方法）

第４条 人事評価は、能力評価（自衛官又は事務官等がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（自衛官又は事務官等がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

２～４ （略）